

II 林 業

〔用語解説〕

これらの用語は各資金の内容説明の中で用いられています。文章中に「用語1」という注釈がありましたら、この「用語解説」の1番目に記載されているものです。

〔用語解説〕

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 補助事業 | <p>国からの補助金等（注）が支出されて行われる事業をいいます。非補助事業として融資した事業について、国庫補助金等が交付されたときは、その交付の決定があった日から、補助事業として取り扱います。</p> <p>（注）国の補助金及び「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）第2条第1項第1号及び第2号に該当するものに対し国から貸し付けられる無利子貸付金をいい、当該補助金又は無利子貸付金を財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含みます。</p> |
| 2 | 転貸 | <p>公庫が資金を貸し付けた森組・森連・農協・農協連又は中小企業等協同組合が、その資金を貸付けの目的に従い、かつ、利率・償還期限・据置期間・償還方法をその貸付けと同一にして、農林漁業者に貸し付けることをいいます。</p> |
| 3 | 人工植栽 | <p>苗木の植付け又は種子のまき付けにより人工林を仕立てる事業をいい、人工植栽したものの補植及び改植を含みます。</p> |
| 4 | 天然林改良 | <p>不用木又は不用ぼう芽の除去、地表のかき起こし、雑草の刈払い、有用樹種の補植等の人工的手段を加えて新生の天然林を仕立てる事業をいいます。</p> |
| 5 | 林齢 | <p>人工植栽又は天然林改良の完了の年（注）を1年目として会計年度によって計算した森林の年齢です。</p> <p>（注）天然下種補正林の場合は、不用木の除去、地表のかき起こしをした年、ぼう芽更新の場合は、不用ぼう芽の大部分を除去した年です。</p> |
| 6 | 復旧造林 | <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」（昭和37年政令第403号）第23条の2第2項に基づき告示された市町村の区域内で行う造林事業であり、かつ、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和56年4月17日付け56林野造第52号農林水産事務次官通達）に基づく事業をいいます。</p> |
| 7 | 計画森林 | <p>次のいずれかをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 森林法第11条第1項に規定する「森林経営計画」の対象森林（その森林が特定広葉樹育成施業森林に該当するものを除きます。） （2） 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条に規定する「林業経営改善計画」の対象森林 （3） 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除きます。） （4） 森林法第10条の11に定める「施業実施協定」の対象森林 （5） 森林法第39条の3の規定により指定された「特定保安林」（注） <p>（注） 「特定保安林」とは、指定の目的に即して機能していない保安林のうち、その機能を確保するための造林、保育等の施業を早急に実施する必要があるものをいいます。</p> |

- 8 林産物の
処理加工
- 次のようなものをいいます。
- (1) 主産物（樹幹・枝条・根株・竹など）の処理加工
- ① 木材製造
一般製材（ひき材・床柱・まくら木・くい丸太などの製造）及びベニヤ板・
経木・木毛・樽桶材・チップ・みがき丸太・合板・削片板・集成材などの製造
- ② 薪炭製造
薪・木炭・オガライトなどの製造
- ③ 竹製品製造
かご・ざるなどの製造
- (2) 特用林産物（樹実・樹皮・樹脂・きのこ類・山菜・イノシシ・シカなど）の処
理加工
山菜・きのこ・たけのこ・わさび加工品，こうぞ・みつまたの繊維，生うるし，
油脂（木ろう・つばき油など），タンニン，植物性染料などの製造
- 9 21世紀型先
進林業地総
合整備資金
制度
- 21世紀型の先進的な林業地づくりを目指して，森林の整備に取り組む方を対象に
した「森林整備活性化資金制度」及び，木材の流通・加工に積極的に取り組む方を対
象にした「流域木材産業整備強化資金制度」の2つの制度により資金を総合的に融
資する制度（平成6年度創設）をいいます。
- (1) 森林整備活性化資金制度
「森林整備合理化計画」（概要は63ページ）を作成し，都道府県知事の認定
を受けた者は森林整備活性化資金の借入又は利率の特例等が受けられます。
- (2) 流域木材産業整備強化資金制度
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4
条第2項に規定する合理化計画（構造改善計画）を作成し，都道府県知事の認定
を受けた者は，農林漁業施設資金の特例が受けられます。
- 10 林業経営基
盤強化資金
制度
- 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第
1項に規定する林業経営改善計画を作成し，都道府県知事の認定を受けた者が行う
事業について，各種資金を必要に応じて一体的に融通する取扱いをいいます。

〈林業経営改善計画の認定を受けた方の特例制度〉

- 1 資金の目的 近年における林業の採算性の悪化は、林業経営者による林業生産活動の停滞や森林整備水準の低下を招いており、国産材の供給や森林の有する公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念されます。
- このような状況に対処するため、「林業経営基盤の強化等のための資金の融通等に関する暫定措置法」に基づき、林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方に、様々な資金の特例が設けられています。

- 2 資金の
使い途 林業経営改善計画の認定を受けた方に適用される資金の概要は次のとおりです。
(詳細は各資金のページをご覧ください。)

事業内容	資金名	貸付限度額	償還期限 (うち据置期間)
森林の取得	林業経営育成資金 (森林取得)	個人7,000万円 法人10億円	35年以内 (25年以内)
生産方式の 合理化	林業経営育成資金 (生産方式合理化)	必要な金額の80%	10年以内 (2年以内)
造林・作業 道の整備	林業基盤整備資金 (造林)	必要な金額の90%	40～55年以内 (25・35年以内)
	森林整備活性化資金	必要な金額の2/7 特別の計画の場合は 1/2又は3/5 〔いずれの場合も林業 基盤整備資金(造林、 利用間伐)との併用〕	30年以内 (20年以内)
林道の整備	林業基盤整備資金 (林道)	必要な金額の80% 〔林業集落排水につい ては必要な金額〕	25年以内 (7年以内)
森林レク施設・特用林 産物生産施設等の整備	農林漁業施設資金	必要な金額の80%	15年以内 (3年以内)

- 森林整備活性化資金及び生産方式合理化資金は、林業経営改善計画の認定を受けた方のみがご利用になれます。その他の資金は、償還期限、貸付限度額、年利率等が有利となっています。

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

林業経営改善
計画の概要

- 計画の内容，認定要件の概要は次のとおりですが，詳しくは都道府県等にお問い合わせください。

- 〔計画の内容〕
- ① 林業経営の現状
 - ② 林業経営の改善に関する目標
 - ③ 目標を達成するためにとるべき措置
 - ④ 必要な資金の額及び調達方法

- 〔計画の要件〕
- ① 都道府県知事の定めた林業経営基盤の強化等に関する「基本構想」に照らし適切であること。
 - ② 計画が適正に作成されており達成の見込みが確実であること。
 - ③ 計画を達成するためには，林業基盤整備資金・森林整備活性化資金又は森林取得資金の特例を受けることが必要であること。

〈21 世紀型先進林業地総合整備資金制度〉

- 1 資金の
目的 21 世紀型の先進的な林業地づくりを目指して、森林の整備に取り組む方を対象にした「森林整備活性化資金制度」及び、木材の流通・加工に積極的に取り組む方を対象にした「流域木材産業整備強化資金制度」の 2 つの制度により資金を総合的に融資する「21 世紀型先進林業地総合整備資金制度」が設けられています。
- 2 資金の
概要 21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱第 2 に規定する森林整備合理化計画
(1) 森林整備
活性化資
金制度 金を作成し、都道府県知事の認定を受けた者は次の資金の貸付け又は特例が受けられます。
- ア 森林整備活性化資金
- 【資金の使い途】 1 人工植栽，天然林改良，育林，造林用付帯施設の設置又は改良（林業基盤整備資金（造林）と同じ。）
2 利用間伐（林業基盤整備資金（利用間伐等推進（利用間伐等に
必要な資金に限ります。))と同じ。）
- 【貸付条件】 ・貸付限度は、借受者が負担する額の 2 / 7，1 / 2 又は
3 / 5 に相当する額で、残負担額については、林業基盤整備資金
（造林又は利用間伐等推進（利用間伐等に
必要な資金に限ります。))を利用することが条件となります。
- イ 林業基盤整備資金（造林・林道）
- 【特 例】 共同で作成し認定を受けた森林整備合理化計画の実施に必要な資金
〔利 率〕 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。
- ウ 農林漁業施設資金
- 【資金の使い途】 造林・素材生産等に必要な機械・施設の造成・取得・改良
- 【特 例】 共同で作成し認定を受けた森林整備合理化計画の実施に必要な資金
〔限度額〕 借入者の負担する額の 80% に相当する額
〔利 率〕 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

森林整備合理化計画の概要

〔計画の内容〕	<p>① 計画の対象とする森林の区域</p> <p>② 森林整備を合理化するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の森林整備合理化計画については次のアからウただし、単独で作成する場合はイ及びウの(ウ)を除きます。 ・特別の森林整備合理化計画については次のアからオ <p>ア 森林整備の合理化に関する基本方針</p> <p>イ 受委託により行う森林施業の種別</p> <p>ウ 年度別事業計画</p> <p>(ア) 伐採・造林, (イ) 林道・作業路整備, (ウ) 高性能林業機械等導入</p> <p>エ 林業労働者の確保及び育成に関する計画</p> <p>オ 木材の安定的な生産及び供給に関する計画</p> <p>③ ②の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法。</p>
〔計画の要件〕	<ul style="list-style-type: none"> ・単独で作成する森林整備合理化計画については次の①及び⑤から⑦ ・共同で作成する森林整備合理化計画については次の①から④及び⑦ <p>① 原則として市町村の区域を単位として作成されていること。</p> <p>② 計画対象森林が一体的な森林施業を実施できるまとまりをもち、かつ、面積がおおむね500ha以上であること。ただし、特別の森林整備合理化計画については、対象森林の面積がおおむね1,000ha以上であること。</p> <p>③ 委託して森林施業を実施する者(2者以上)及びこれらの森林事業を受託する者が共同して作成したものであること。</p> <p>④ ひとりの施業委託者が所有する森林の面積が、計画対象森林の半分以下であること。</p> <p>⑤ 択伐の実施及び択伐後2年以内の造林が計画されていること。</p> <p>⑥ 択伐の実施前に必要な林道又は作業路の整備が計画されていること。</p> <p>⑦ 計画対象森林の林内路網密度が計画期間終了までに25m/ha以上となること又は20%以上増加することが見込まれること。</p>

(2) 流域木材産業整備強化資金制度

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項に規定する合理化計画(「構造改善計画」といいます。)を作成し、都道府県知事の認定を受けた者は、農林漁業施設資金の特例が受けられます。

【資金の使い途】 素材の生産、林産物の処理加工・流通販売等に必要な施設の造成・取得・改良

【特 例】 構造改善計画を森林所有者、森林所有者の組織する団体、素材生産業者又は素材生産業者の組織する団体と共同で作成し認定を受けた場合

〔限度額〕 借入者の負担する額の80%に相当する額

〔利 率〕 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

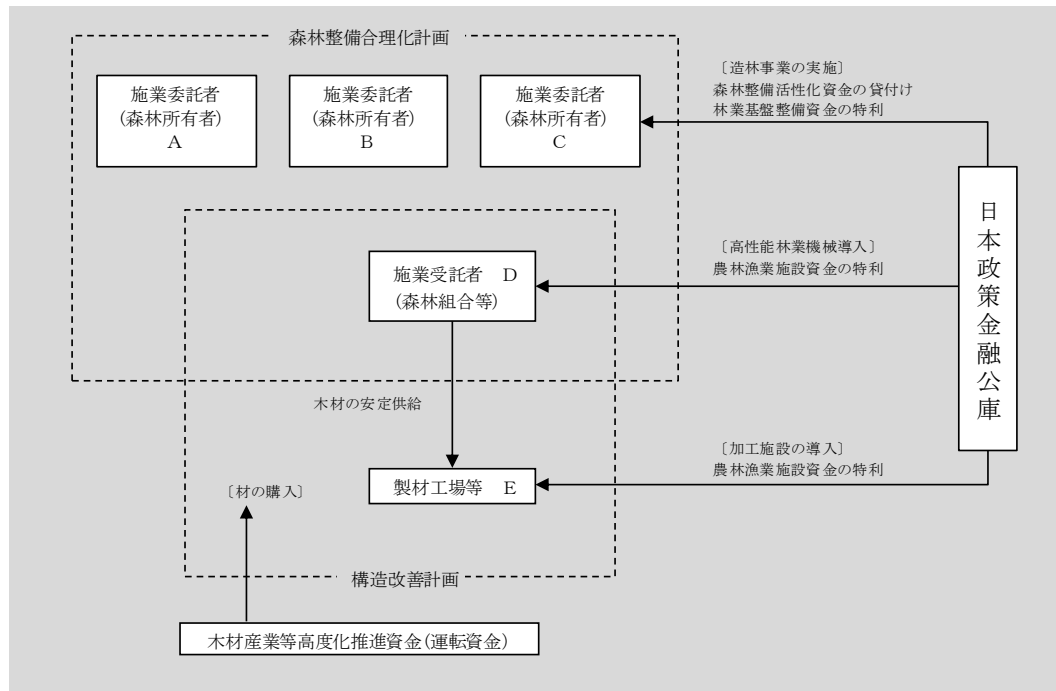
構造改善計画の概要

〔計画の効果〕	木材製造業者, 木材卸売業者等及びこれらの者が組織する法人等が事業の協業化, 安定的な取引関係の確立を図るために, 森林所有者, 素材生産業者等と共同して計画を作成した場合に, 計画の達成に必要な運転資金として, 木材産業等高度化推進資金 (注) の融通を行うもの
〔計画の内容〕	<p>(構造改善合理化資金を借り受ける場合)</p> <p>ア 間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材の引取りに係る年度別事業計画 (チップ等安定供給資金)</p> <p>イ 木材製品の生産量に係る年度別事業計画(木材高度加工資金)</p> <p>ウ 原木の安定供給の確保及び木材製品の生産量に係る年度別事業計画 (原木確保協定促進資金)</p>
〔計画の要件〕	<p>① 共同申請する事業体間において, 立木, 素材又は木材製品について安定的な契約, 協定等が締結され, これに基づく供給量が供給を受ける者の年間取扱量の1割以上であること</p> <p>② 素材, 木材製品の年間取扱量が計画期間内におおむね2割以上拡大すること</p>

(注) 木材産業等高度化推進資金 (構造改善合理化資金)

農林漁業信用基金からの資金を原資の一部として都道府県が指定する金融機関が貸し付けるもので, 立木・素材・製材等の購入代金, 木材を加工するのに必要な資金等の運転資金です。

森林整備活性化資金制度と流域木材産業整備強化資金制度の連携のイメージ



〔森林整備活性化資金制度〕

森林所有者（上図AからC）と施業受託者（D）が共同で森林整備合理化計画を策定。

- ・造林・林道事業の実施 ⇒ 森林整備活性化資金，林業基盤整備資金を利用。
- ・高性能林業機械の導入 ⇒ 農林漁業施設資金を利用。

〔流域木材産業整備強化資金制度〕

施業受託者（D）と製材工場等（E）が安定的な素材取引を行うこととした構造改善計画を策定。

- ・加工施設の導入 ⇒ 農林漁業施設資金を利用。
- ・素材の購入 ⇒ 木材産業等高度化推進資金を利用。

* 特別の森林整備合理化計画では、「林業労働者の確保及び育成に関する計画」及び「木材の安定的な生産及び供給に関する計画」が計画事項に追加されていることから、「木材の安定的な生産及び供給に関する計画」を策定する際に、森林組合（D）が生産する素材の供給先として製材工場等（E）を念頭におけば、森林整備合理化計画と構造改善計画の連携（森林整備活性化資金制度と流域木材産業整備強化資金制度の連携）が、より図られることとなります。

1 林業基盤整備資金

① 造 林

- 1 資金の目的
- 本資金は、森林資源の造成と国土の保全及び山村地域の経済振興に資するため、造林事業を推進することを目的に創設された資金です。人工植栽、天然林改良、育林といった造林事業や、それに附帯した作業道、造林用機械等が融資の対象となっており、造林者のほか分収造林の費用負担者も融資が受けられます。
- 償還期限は、資本回収に長期間を要するという林業生産の特性から、公庫資金の中で最も長期に定められています。
- なお、より合理的な林業経営を目指す方は 21 世紀型先進林業地総合整備資金制度（用語 9）に基づいて、無利子の森林整備活性化資金（78 ページ）を併せて利用できます。
- 2 資金の使い途
- (1) 人工植栽（用語 3）
- (2) 天然林改良（用語 4）
- (3) 森林の保育、保護、保全等の育林
- 育林事業は、次に掲げる林齢（用語 5）以下の森林に係る下刈、除伐、施肥、雪起こし等を融資の対象としています。
- ただし、森林病虫害等被害林に係る防除事業については、林齢制限はありません。
- ア 補助事業 補助事業で対象としている林齢
- イ 非補助事業
- (ア) 林齢 60 年 —
- 森林経営計画（その森林が公益的機能別施業森林区域内に存する森林で、複層林施業森林又は長伐期施業森林に限ります。）に基づいて行う育林
- (イ) 林齢 35 年 —
- ① 林業経営改善計画（用語 7 の（2））の認定を受けた者が行う育林
- ② 特定保安林（用語 7 の（5））に係る育林
- ③ 特定市町村の区域内で行う育林
- (ウ) 林齢 30 年 —
- (ア) 及び (イ) 以外の育林
- (4) 造林用附帯施設（造林用簡易宿泊施設、作業道、防火線、造林用機械等）の設置

又は改良

(注) 地方公共団体が行う作業道の開設, 改良に対して負担する負担金の納入に必要な資金も融資の対象となります。

3 借入者の資格

- (1) 林業を営む者 (個人, 会社等)
- (2) 森林組合, 森林組合連合会, 農業協同組合

(注) 1 分収造林については造林者のほか造林費負担者も貸付けを受ける資格があります。
 なお, 分収育林の育林費負担者の場合は森林整備法人に限り貸付けを受ける資格がありません。
 2 森林組合は, 組合員から経営を委託された森林に関して行う造林事業も借り入れることができます。

4 貸付条件

貸付限度額 (注1)
借入者の負担する額の 80% に相当する額 ただし, 計画森林については 90% に相当する額

※ 最新の貸付利率は, 公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

償還期限 (うち据置期間)				(年以内)
区分	計画森林	林業経営改善計画 (注2)	長伐特認 (注3) 又は森林経営計画若しくは森林施業計画 (いずれもその森林が複層林施業森林又は長伐期施業森林に該当するものに限る。) に基づくもの	その他
補助事業	30 (20)	40 (25)	50 (35)	30 (20)
非補助事業	35 (20)	45 (25)	55 (35)	

- (注) 1 森林整備活性化資金 (78 ページ参照) と併せて借り受ける場合は, 借受者の負担する額から森林整備活性化資金の借入額を差し引いた額となります。
- 2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条の規定により, 林業経営改善計画の認定を受けた者が, 当該計画に基づいて事業を行う場合に適用されます。
- 3 2のうち, さらに次の要件を満たす場合に適用されます。
- ◆長伐期施業を行うこと
 - ◆伐期齢 (*) ≥ 申込み融資年数 (償還期限)
 (*) 森林経営計画 (長期の方針) 上の伐期齢
 - ◆人工林の伐採跡地に植付けを行う場合
 伐採した林齢 + 5年 ≥ 申込み融資年数 (償還期限)
 ただし, 火災や雪害などを受けた森林を整理するために伐採した場合や, 医療, 相続などで急に伐採しなければならなかった場合はこの要件に合わなくてもかまいません。

《20年経過ごと金利見直し制度について》

林業基盤整備資金（造林）について、20年を超える償還期間で借入れされた場合、一律、融資の契約時から20年経過ごとに利率を見直します。

(1) 見直しを行う日

利率の見直しは、貸付契約日から20年経過ごとの応当日の前日以降最初に到来する元金金の払込日の翌日に行います。

(2) 見直し後の利率

見直し日において、同日における林業基盤整備資金（造林）の利率が契約された利率と異なる場合は、その利率に変更します。

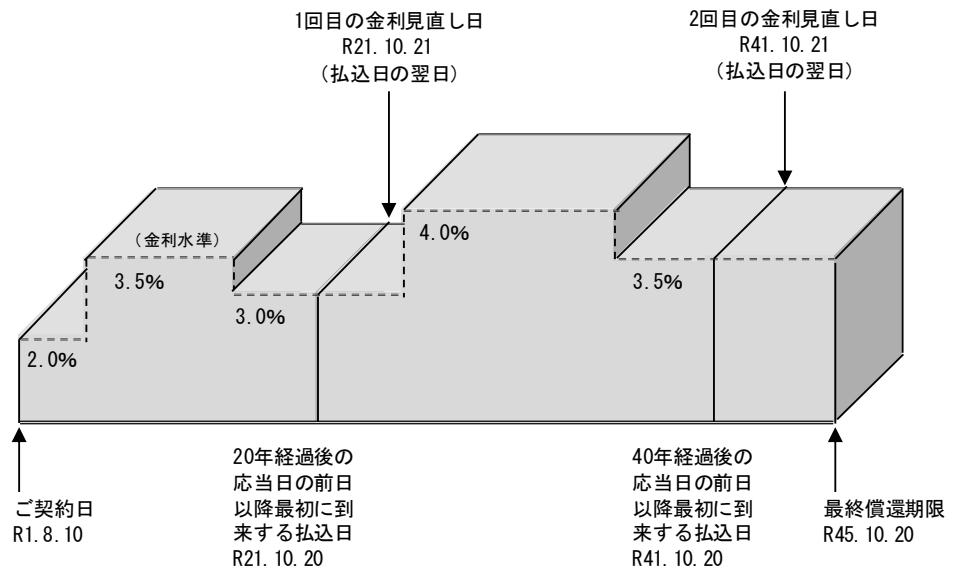
したがって、見直しの結果、金利情勢しだいで利率が引上げとなる場合があります。

なお、利率の変更が行われた場合、設定されている抵当権の付記登記等にかかる費用を負担していただくことがあります。

◆20年経過ごと金利見直しの例

〈前提条件〉

融資契約日	令和元年8月10日
ご契約日時点の利率	2.0%
元金払込日	(毎年)10月20日
償還期限	令和45年10月20日(償還期間45年)

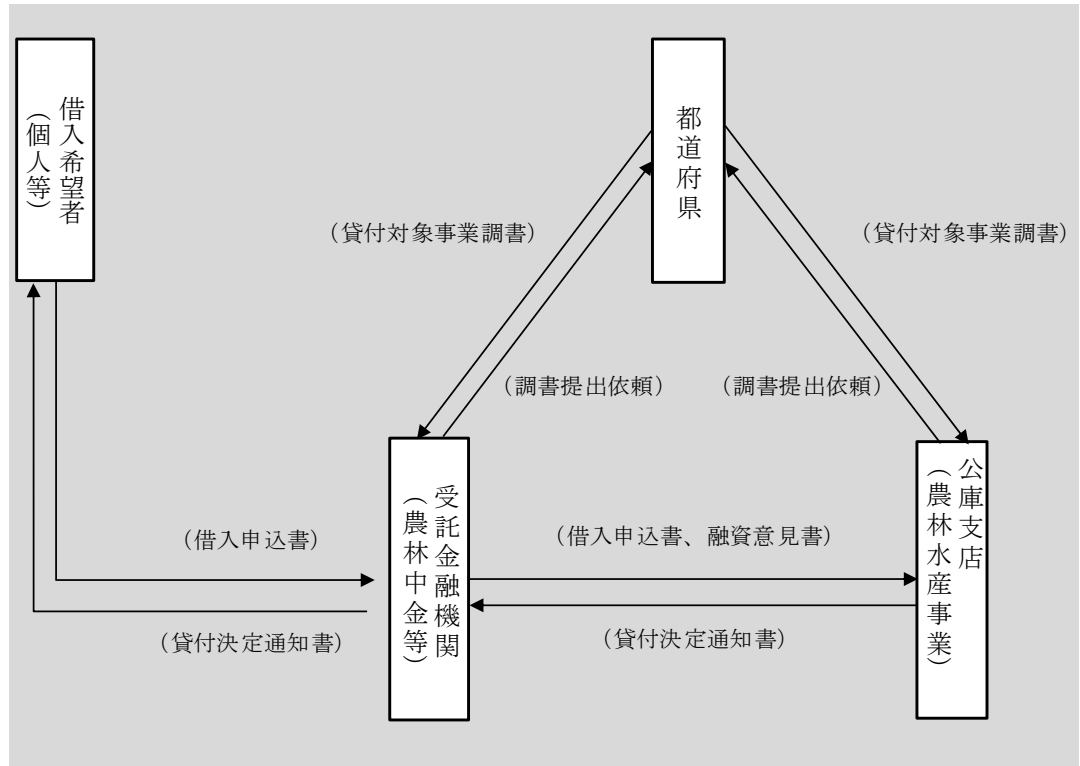


〈見直し結果〉

1回目の見直し後の利率	令和21年10月21日以降は3.0%
2回目の見直し後の利率	令和41年10月21日以降は3.5%

注：上の例における利率は仮のものであり、実際の利率とは異なります。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



借入申込みに必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	林業基盤整備資金（造林又は利用間伐等推進）・森林整備活性化資金借入申込書別紙（該当する場合は別添 1 及び 2）	C 1 - 30
ウ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

② 樹苗養成施設

1 資金の目的 本資金は、生産性の高い森林資源の造成と造林の投資効果をあげるため、優良な造林用種苗や環境緑化木を生産し、安定的に供給する苗木生産者の施設に対して融資することを目的に創設された資金です。

2 資金の使い途 樹苗養成施設（客土・酸土改良・開墾・かんがい排水施設・たい肥舎・スプリンクラー・薬剤散布機・耕耘機・トラクター・床替機・動力カッター等）の造成・取得・改良・復旧，必要最小限度の苗圃用地の取得

3 借入者の資格 森林組合，森林組合連合会，農業協同組合，中小企業等協同組合
個人・会社等で樹苗養成事業を営む者（森組等を通じて転貸を受けることもできます。）

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
15年以内	5年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス 造林資金に同じ。66ページ（参照）
なお、都道府県への貸付対象事業調書の依頼は、特に必要と認める場合に限り行います。

借入申込みに必要な書類	ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
	イ	林業基盤整備資金（樹苗養成施設）借入申込書別紙	C 1 - 30
	ウ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

③ 林 道

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の
目的 | 林道は林産物の搬出，育林・間伐等の効率的な実施に欠くことのできない基幹的施設であるとともに，山村の振興を図る上でも重要な役割を果たしています。本資金は，林道の開設整備事業を推進するための資金であり，このような林道の広範な機能に対応した融資が行われています。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>自動車道・軽車道及びこれらの附帯施設（林産物搬出のための集材機・トラクター等及び土場を含みます。）又は林業集落排水施設及び用水施設の造成・取得・改良・復旧</p> <p>(注) 1 地方公共団体が行う林道事業に対する負担金の納入に必要な資金も貸付けの対象になります。</p> <p>2 自動車道については，原則として，森林法第5条に規定する地域森林計画に登載されたもの又は登載見込みのものとしします。</p> <p>3 林産物搬出用機械の取得は貸付けの対象としします。</p> <p>4 森林組合が開設する林道での受益山林の過半を公有林が占めている場合には，組合がその公有林の経営を委託されているか又はその立木の払下げを受けており，かつ，長期にわたり払下げが継続される見込みがある場合に限りします。</p> <p>5 国有林払下材を対象とする林道については，長期にわたり国有林材の払下げが継続される見込みがある場合に限りします。</p> <p>6 林業集落排水施設及び用水施設の改良，造成又は復旧は，補助事業として行うものに限ります。</p> <p>ただし，当該補助事業を補完し，かつ，当該補助事業と一体としての事業効果が確保されると認められる場合に限り，非補助事業であっても貸付けの対象としします。</p> |
| 3 借入者の
資格 | <p>(1) 森林組合，森林組合連合会，農業協同組合，中小企業等協同組合</p> <p>(2) 個人，会社等で林業を営む者（森組等を通じて転貸を受けることもできます。）</p> <p>(3) (1)，(2)に掲げる者又は農業を営む者がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき，原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体</p> <p>(4) (1)，(2)に掲げる者，農業を営む者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか，又は基本財産の額の過半を拠出している林業の振興を目的とする法人</p> |

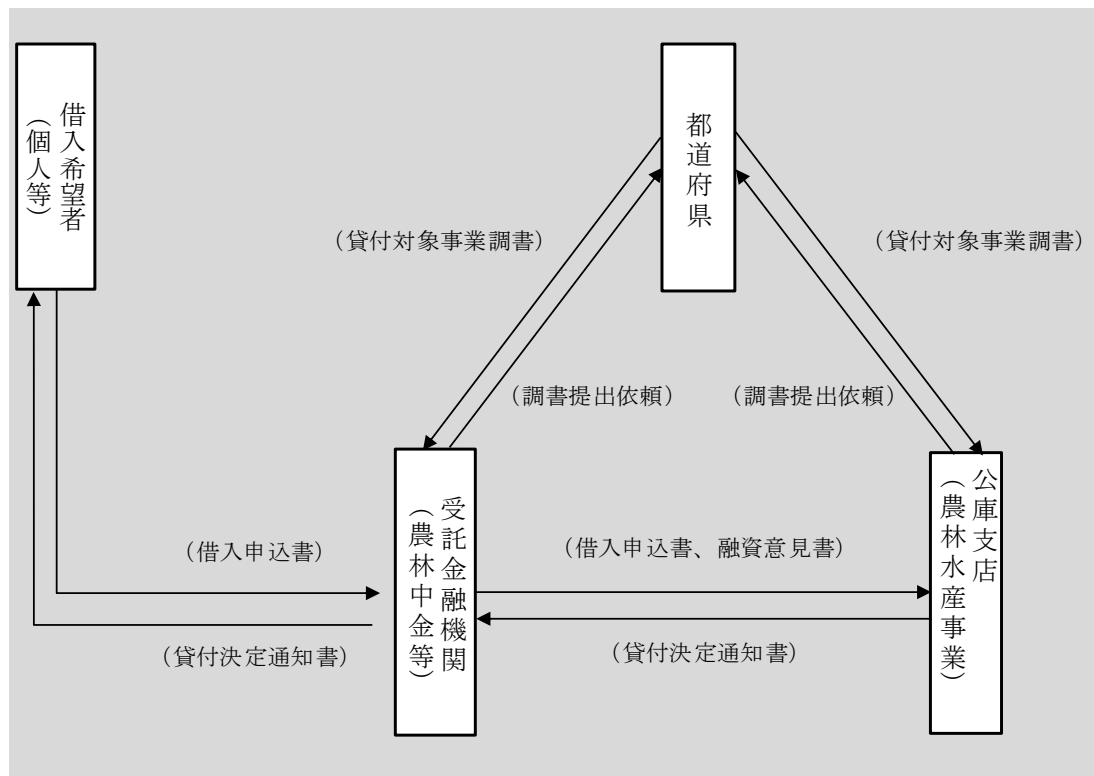
4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20年以内 特認 25年以内 (注)	3年以内 特認 7年以内 (注)	借入者の負担する額の80%に相当する額 ただし、林業集落排水施設については借入者の負担する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 償還期限(据置期間)の特認が適用されるのは、林業経営改善計画の認定を受けた者が、当該計画に基づいて事業を行う場合です。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



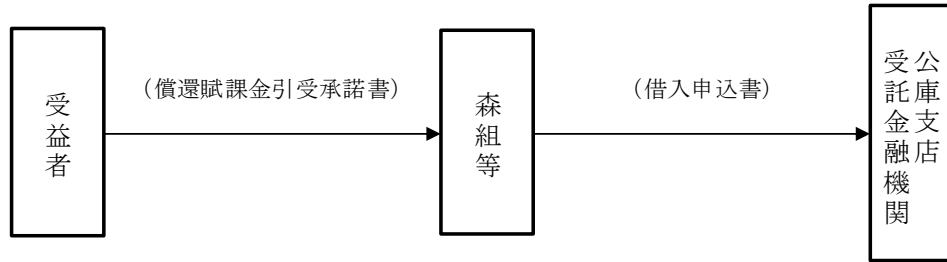
6 留意事項

〔受益者負担金
融資の取扱い〕

(償還賦課金引受承諾書差入方式)

地方公共団体が行う林道事業に対する受益者の負担金(資金の使い途の(注1)参照)を貸付けの対象とする場合であって、受益者が多数で、かつ、個々の負担金が少額な場合は、転貸方式による事務の繁雑さを避けるため、受益者全員の償還負担を明確にした償還賦課金引受承諾書を徴し、転貸方式に代えることができることとしています。詳しくは公庫支店までお問い合わせください。

なお、この場合は非転貸ですから、森組等から公庫支店又は受託金融機関に差し入れる借入証書の様式は、非転貸用を使用してください。



借入申込みに
必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	林業基盤整備資金(林道)借入申込書別紙	C 1 - 30
ウ	借入申込書共用別紙(事業費支払予定表)	C 1 - 5

④ 利用間伐等推進

- | | |
|--------------|--|
| 1 資金の
目的 | 本資金は、伐り捨て間伐から利用間伐を中心とする森林施業への転換を図り、事業者の経営を安定化させるとともに、木材の安定供給等に資することを目的とした資金です。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>次に掲げる者
ただし、1と2の資金を併せて貸し付ける場合（注1）に限られます。</p> <p>1 利用間伐及び育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金</p> <p>(1) 森林の保育，保護，保全等の育林
利用間伐や更新伐の実施，間伐材の搬出・運搬等を実施するための資金を貸し付けるものです。</p> <p>(2) 造林用附带施設（作業道，造林用機械等）の設置，改良
作業道の開設・維持・管理，利用間伐等のための林業機械の購入・メンテナンス等を実施するための資金を貸し付けるものです。</p> <p>2 償還円滑化のための資金（注2，3）
公庫若しくは民間金融機関が融通する資金を借り受けたために生じた負債（注3）によって利用間伐を推進することができない事業者のために，各年度の償還元金の90%に相当する額を貸し付けるものです。</p> <p>（注）1 利用間伐等に必要な資金と償還円滑化のための資金は，併せ貸しすることを原則としています（やむを得ない理由による場合，利用間伐等に必要な資金を先行して借り入れることはできませんが，償還円滑化のための資金のみを借り入れることはできません。）。</p> <p>2 平成20年10月以降の借入金は，貸付けの対象となりません。</p> <p>3 造林に必要な資金を借り受けたために生じた負債に限ります。</p> |

3 借入者の 資格

林業基盤整備資金（利用間伐等推進）の融通措置実施要綱に規定する利用間伐等に係る計画（注1）を作成し、林野庁長官の認定を受けた者（個人（育林業に限ります。）、法人（株式会社及び持分会社に限ります。育林業に限ります。）、林業を営む森林組合、森林整備法人）であって、次の要件を満たすもの

区 分	要件A	要件B	要件C	要件D
個人	○			
法人	○	○		
森林組合	○	○		
森林整備法人（注2）	○	○	○	○

- (※) 1 要件A：長期収支計画が黒字であるもの
 2 要件B：現状において債務超過ではないもの
 3 要件C：分収林契約の内容の変更，経費節減等経営改善の取組を行っていること。
 4 要件D：増資，補助金の交付又は資金の貸付けなど地方公共団体の支援を継続して受けることが確実に認められること。

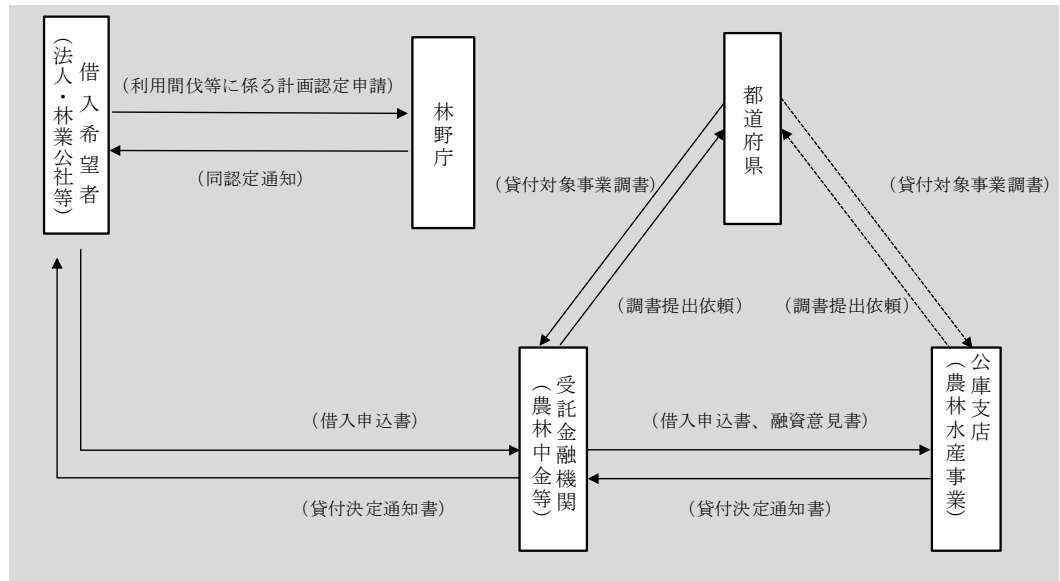
- (注) 1 利用間伐等に係る計画については，利用間伐と更新伐の合計事業量が5年以内で概ね20%以上増加することが確実にあることが必要となります。
 2 森林整備法人の要件A，Bについては，地方公共団体からの借入金を資本勘定とみなすことができます。

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20年以内	20年以内	1 利用間伐等に必要な資金 負担額の100% 2 償還円滑化のための資金 各年度における償還元金の90%

※ 最新の貸付利率は，公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



6 留意事項

- ア 利用間伐等に係る計画の認定期限は、令和 25 年 3 月 31 日です。
- イ 利用間伐等推進資金の貸付決定期限は、令和 25 年 3 月 31 日です。
- ウ 利用間伐等に必要資金については、無利子の森林整備活性化資金との併せ貸しが可能です。ただし、償還円滑化のための資金は併せ貸しの対象となりません。

借入申込みに必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	林業基盤整備資金（造林又は利用間伐等推進）・森林整備活性化資金借入申込書別紙（該当する場合は別添 1 及び 3）	C 1 - 30
ウ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

⑤ 伐 採 調 整

- 1 資金の目的 本資金は、保安林の指定によって森林の伐採が制限されたことにより、保安林所有者が森林自体を手放さなければならないような事態に立ち至るのを防ぐために融通される資金です。
- 2 資金の
使い途 保安林における利用伐期齢以上かつ標準伐期齢以下の林齢の立木の維持
ただし、維持の対象となる立木が次のいずれかに該当する場合を除きます。
① 森林法第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件により禁伐もしくは択伐の取扱いを受けている場合又は他の法令（砂防法、自然公園法等）により禁伐もしくは択伐と同様の扱いを受ける場合
② 償還期限までに伐採が許可されると認められない場合
③ 入会林である場合
- 3 借入者の
資格 森林所有者（個人）（森組等を通じて転貸を受けることもできます。）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
30 年以内	30 年以内 (注 1)	1 人当たりの融資限度は維持対象立木評価額又は森林所有者 1 人につき 400 万円のいずれか低い額。ただし、標準伐期齢以上の林齢の普通林の立木又は森林法第 34 条第 1 項の規定により伐採の許可を受けている立木を有する場合は、その立木の評価額（注 2）の合計額を 400 万円から控除した額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 1 償還期限は、維持の対象となる立木の標準伐期齢から現在林齢を差し引いた年数としますが、立木の処分売却の余裕期間として 1 か年以内を加算することができます。

2 立木の評価は時価によりますが、これにより難いときは公庫支店までお問い合わせください。

借入申込みに必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	林業基盤整備資金（伐採調整）借入申込書別紙	C 1 - 30

2 森林整備活性化資金

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の目的 | <p>戦後造成された 1,000 万 ha の人工林の伐採が将来にわたり継続的になされるよう、森林施業規模の拡大や単層林から複層林への転換を積極的に行おうとする森林所有者に融資する無利子の資金です。</p> <p>多様な森林の整備とその担い手の育成・強化を図るため、森林整備コストの低減を進めるものであり、単独又は森林組合等と共同して「森林整備合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた方や森林経営計画の認定を受け、単層林を複層林に転換しようとする方が融資を受けられます。</p> |
| 2 資金の
使い途 | <p>林業基盤整備資金（造林）（66 ページ）又は林業基盤整備資金（利用間伐等推進）（74 ページ）と同じです。ただし、次の全ての要件を満たす事業に限ります。</p> <p>(1) 森林整備合理化計画又は森林経営計画（単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置に限ります。）に基づく事業であること。</p> <p>(2) 共同で作成された森林整備合理化計画に基づく事業の場合、施業が共同作成者である施業受託者によって行われること。</p> <p>(3) 次の事業のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 次のいずれかの補助事業として行う造林</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林環境保全直接支援事業 ②特定森林再生事業 ③美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業 ④農業用水保全の森づくり事業 ⑤漁場保全の森づくり事業 <p>イ 単層林を複層林に転換するために行う造林</p> <p>(4) 併せて林業基盤整備資金（造林又は利用間伐等推進（利用間伐等に必要な資金に限ります。)) を借り受けて行う事業であること。</p> <p>(注) 森林整備合理化計画の概要は 63 ページを参照してください。</p> |
| 3 借入者の
資格 | <p>林業基盤整備資金（造林又は利用間伐等推進）と同じです。ただし、次の全てを満たす者に限ります。</p> <p>(1) 都道府県知事による林業経営改善計画の認定を受けた者</p> <p>資金の使い途の(3)のイに該当する場合、林業経営改善計画はさらに次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営の規模の拡大等に関する目標が記載されていること <p>(2) 森林整備合理化計画又は森林経営計画（単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置に限ります。）の認定を受けた者</p> <p>(3) 農林漁業信用基金の推薦を受けた者</p> <p>(4) 都道府県から一定の財政上の支援が行われる者</p> |

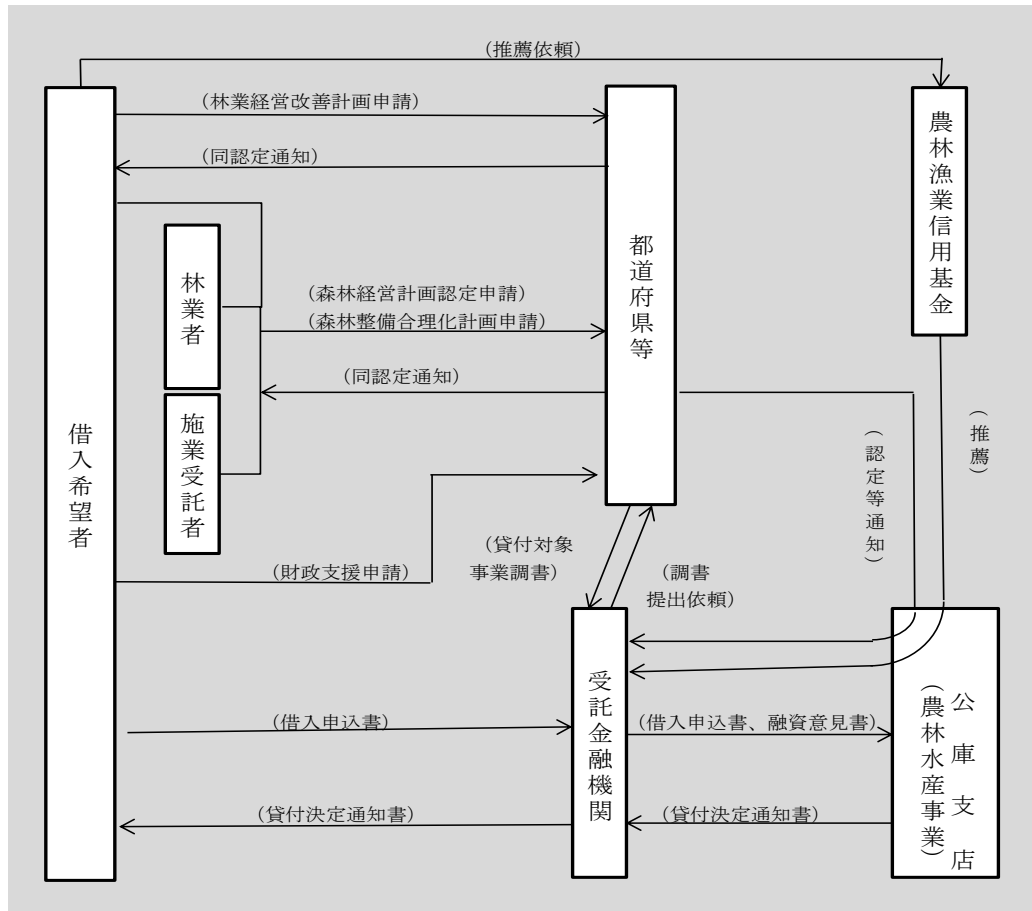
4 貸付条件

償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額
30年以内	20年以内	借入者が該当年度に負担する額の7分の2に相当する額 ただし、特別の森林整備合理化計画の認定を受け、資金の使い途の(3)の事業を実施する場合は負担する額の1/2に相当する額、森林施業規模をおおむね2,000ha以上集積して特別の森林整備合理化計画を受け、かつ、分収林契約適正化事業における非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林で事業を実施する場合は負担する額の3/5に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 林業基盤整備資金(造林又は利用間伐等推進(利用間伐等に必要な資金に限ります。))と併せて負担額の総額に相当する額を借り入れることが出来ます。

5 借入申込みから貸付に至るまでのプロセス



借入申込みに必要な書類

林業基盤整備資金(造林又は利用間伐等推進)を参照してください。

3 林業構造改善事業推進資金

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 資金の目的 | 林業構造改善事業の推進の一環として融資される資金で、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム下で森林管理を担う林業者等の設備投資を支援するための政策融資として性格づけられています。 |
| 2 | 資金の
使い途 | <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第2の2の承認を受けた事業計画等（注1）に基づいて行う次の施設の造成・取得・改良</p> <p>① 素材、樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設</p> <p>② 造林に必要な機械その他の施設</p> <p>③ 林産物の処理加工（用語8）、流通又は販売に必要な機械その他の施設</p> <p>④ 森林レクリエーション施設（注2）</p> <p>⑤ 林業生産環境施設（注3）</p> <p>⑥ ①から⑤の施設であって林業者の共同利用に供するもの</p> <p>（注）1 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第2の2の承認を受けた事業計画の場合は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱の別表2に定める森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業（高性能林業機械等の整備、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係るものに限ります。）に必要なものに限ります。</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に定める活性化計画の場合は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記3の別表3の要件類別1の第2の1の(2)及び要件類別2の第2の1の(2)に係る事業に必要なものに限ります。</p> <p>2 森林レクリエーション施設とは、基盤整備（林間歩道、林間駐車場、林間キャンプ場等）、山村体験交流滞在施設（林家民宿）をいいます。</p> <p>3 林業生産環境施設は、83ページのとおりです。</p> <p>4 地方公共団体が行う林業構造改善事業に対して負担する負担金の納入に必要な資金も融資の対象になります。</p> |
| 3 | 借入者の
資格 | <p>(1) 林業（育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業に限ります。）を営む個人。</p> <p>(2) 林業を営む法人（生産森林組合、農事組合法人、株式会社又は持分会社に限ります。）</p> <p>(3) 森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(4) 中小企業等協同組合（組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限ります。）</p> <p>ただし、非補助事業の場合にあつては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱の別表2に定める森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業（高性能林業機械等の整備、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係るものに限ります。）又は農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領に基づく事業（別記3の別表3の要件類別1の第2の1の(2)及び要</p> |

件類別2の第2の1の(2)に係る事業に限ります。)の実施地域において、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする流通、販売若しくは加工を目的とするものに限りま。

- (5) (1)から(4)までに掲げる者がその構成員又はその資本金(基本財産を含みます。)につき、地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体(1)から(4)までに掲げる者がその構成員又はその資本金(基本財産を含みます。)につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限りま。

(注) 非補助事業の場合は、次に掲げる者に限りま。

- イ 都道府県から経営管理実施権の設定を受けられるものとして公表された者
森林経営管理法第36条第2項の規定により公表された民間事業者をいいます。
- ロ 市町村から経営管理実施権の設定を受けた者
同法第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいいます。

4 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
補助事業	20年以内	3年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額
非補助事業			借入者の負担する額の80%に相当する額又は下表のいずれか低い額

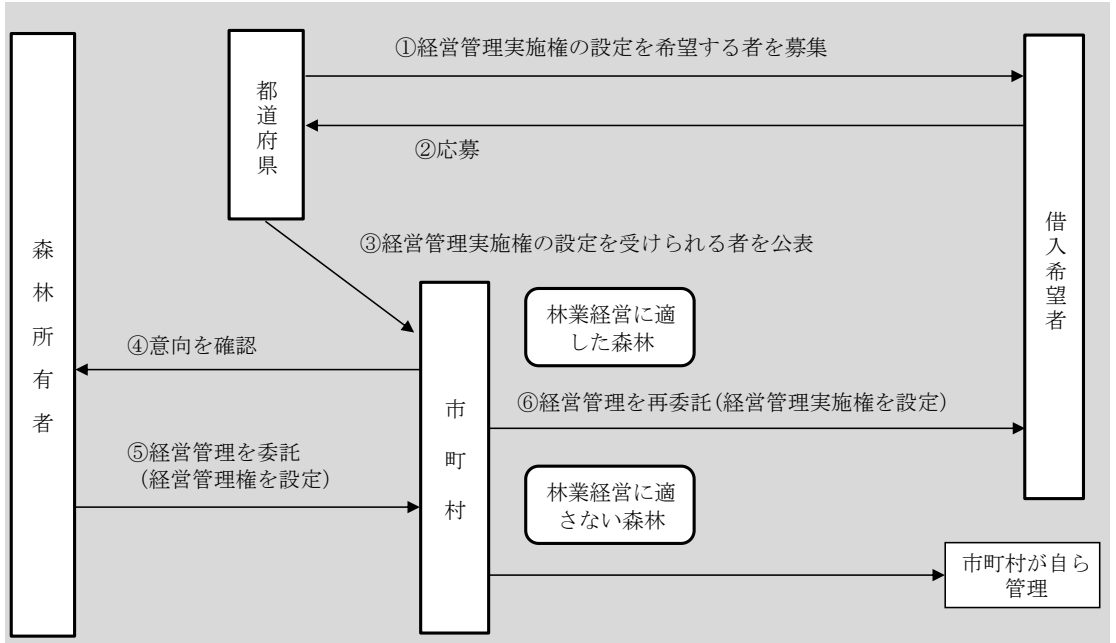
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

施設名	貸付限度額	
(1) 素材生産に必要な機械その他の施設	5,000万円 特認1億円 (注)	
(2) 特用林産物の生産に必要な機械その他の施設	個人	2,000万円
	法人及び団体	5,000万円
(3) 林産物の処理加工に必要な機械その他の施設	3億円	
(4) 林産物の流通又は販売に必要な機械その他の施設	1億5,000万円	
(5) 森林レクリエーション施設(山村体験交流滞在施設を除く)	1億円	
(6) (1)から(5)以外の施設	個人	1,300万円
	法人及び団体	2,600万円

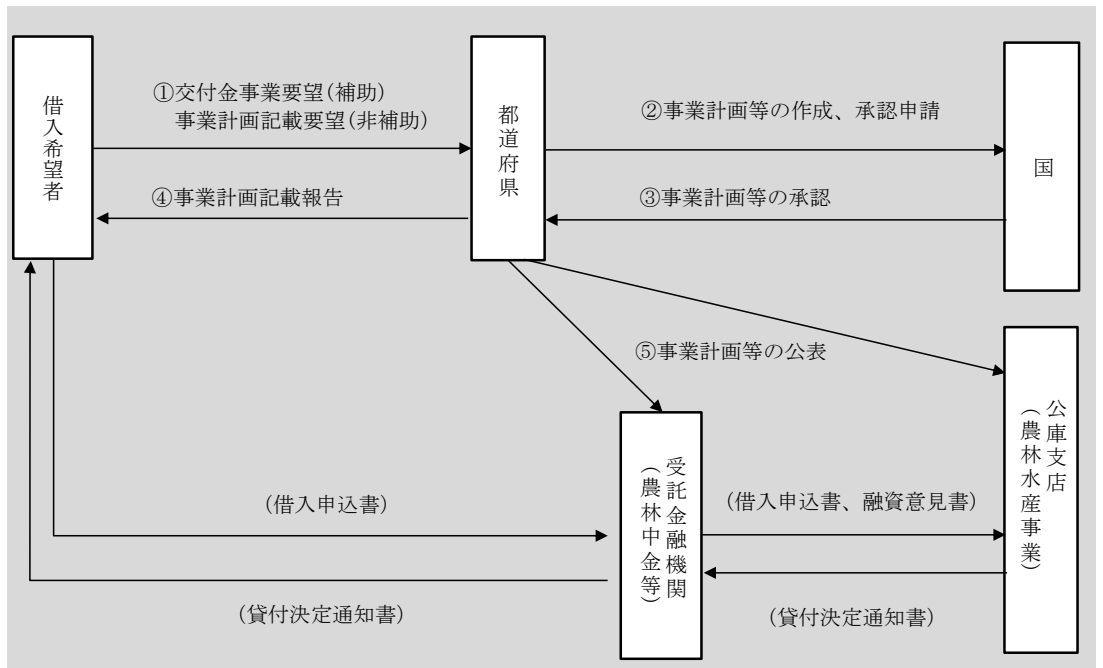
(注) 市町村から経営管理実施権の設定を受けた者に適用されます

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

(1) 都道府県からの公表及び経営管理実施権の設定まで（非補助の場合）



(2) 事業計画の作成から貸付けに至るまで



6 その他

林業関係資金（中山間地域活性化資金を除きます。）における林業生産環境施設の対象

区 分	林業構造改善 推進資金	振興山村・ 過疎地域経営 改善資金	農林漁業施設 資金（主務大 臣指定施設	農 林 漁 業 施 設資金（特別 振興事業）
林業生産活動センター施設	○	○	○	○
簡易給排水施設	○	○	○	○
林業廃棄物処理施設	○	○	○	○
特産物加工施設	○	○	○	○
林業労働者滞在就労施設	○	○	○	○
林業従事者管理休養施設	×	○	○	×
集会施設	×	○	×	×
除雪施設	×	○	×	×
林業施設関連道	×	○	×	×
生活安全保護施設	×	○	×	×
山村広場施設	×	○	×	×
情報連絡施設	×	○	×	×
林間副次利用施設	×	○	×	×
林業集落移転用施設	×	○	×	×

借入申込みに
必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

4 林業経営育成資金

資金の目的 | 本資金は、経営規模の拡大や林業経営の改善を図ろうとする意欲的な林業経営者や、製材業者等の川中事業者が森林を取得し林業を営む「林産複合型経営」を支援していくことを目的としたものであり、森林又は立木の取得、育林、生産方式の合理化を行う場合に利用できる資金です。

①ーア 森林取得（林地取得）

- | | |
|--------------------|--|
| 1 資金の
使い途 | <p>林業経営改善推進計画に基づいて行う人工林・天然林改良林（用語4）又は造林のための土地の取得（新たに締結する分収育林契約により立木を取得する場合を含みます。）ただし、次の要件を満たすものに限られます。</p> <p>「人工林」又は「天然林改良林」を取得する場合、次のア又はイに該当する必要があります。</p> |
| (1) 伐採の制限 | <p>ア 取得の日から5年以内に皆伐しない計画である</p> <p>イ 取得の日から5年以内に皆伐する計画の場合は、皆伐後2年以内に再造林する計画である（立木と素地を同時に取得する場合に限ります。）</p> |
| (2) 地域の制限 | <p>融資の対象とする森林は、林業経営育成資金（林地取得）要件チェック表（88ページ参照、以下「要件チェック表」といいます。）のIの3のいずれかの地域に所在するものに限ります。</p> |
| (3) 造林事業等の
実施時期 | <p>「造林のための土地」の取得は、取得の日から5年以内かつ皆伐の日から2年以内に人工植栽又は天然林改良を行う計画のあるもののみを対象とします。また、新たに締結する分収育林契約により立木を取得する場合は、取得の日から2年以内に育林を行う計画のあるもののみを対象とします。</p> <p>（注）「造林のための土地」とは、人工植栽又は人工播種により行う造林に供するための土地及び天然林改良により行う造林に供するための土地並びに現に立木が生育していなくても将来的に木竹の集団的な生育に供される土地をいいます。</p> <p>なお、取得森林の中に不可分のものとして含まれる更新困難地、雑地（岩石地、崩壊地等）等のいわゆる除地については、地域の取引慣行上、当該除地の取引価格が評価されないときは、融資の対象から除外しなくともかまいません。</p> |

2 借入者の
資格

(1) 林業経営改善計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者であって、森林取得資融通取扱要綱に基づき貸付適格の認定を受けた者

(注)「林業経営改善計画の認定を受けた者に準ずる者」とは、「林業経営基盤の強化の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に規定する林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想における林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模（森林の取得により当該規模を達成する場合があります。）を有する者をいいます。

(2) 森林組合（(1)に該当する者を除きます。）、森林組合連合会及び農業協同組合（いずれも(1)に該当する林業を営む個人、林業を営む法人（中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社及び持分会社に限ります。）又は生産森林組合に転貸する場合に限ります。）

3 貸付条件

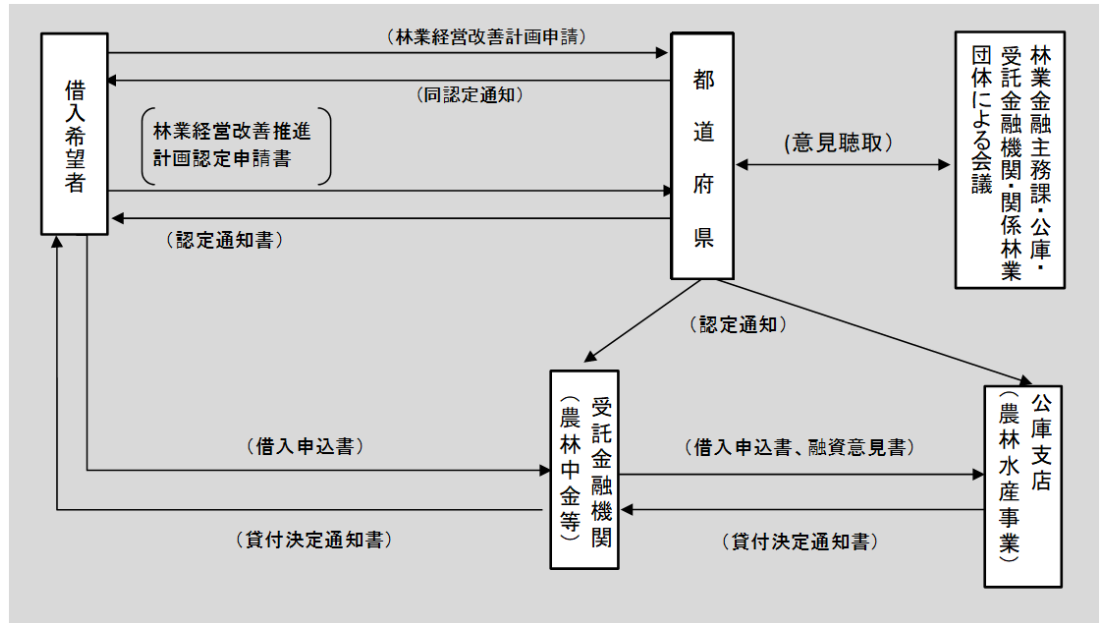
区分	償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額
林業経営 改善計画 に基づい て行う森 林の取得 の場合	35年以内 (注1)	25年以内	借入者の負担する額の80%(特認100% (注2))に相当する額又は次に掲げる額 のいずれか低い額 (1) 個人 7,000万円 (2) 林業を営む法人, 生産森林組合, 森 林組合及び森林整備法人 10億円
その他の 場合	25年以内	25年以内	借入者の負担する額の80%(特認100% (注2))に相当する額又は次に掲げる額 のいずれか低い額 (1) 個人 1,200万円 (2) 林業を営む法人, 生産森林組合, 森 林組合及び森林整備法人 2億5,000万円

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 1 要件チェック表のⅡの2のアからウの要件をすべて満たす場合に適用されます。

2 要件チェック表のⅡの1の②に該当する場合に適用されます。

4 借入申込みから貸付に至るまでのプロセス



5 留意事項

〔施業状況の確認〕

要件チェック表の I の 9 のいずれかに該当する場合は貸付けの対象になりません。
 次の①から③の場合は、借入者は、貸付適格認定を行った都道府県に対して所定の様式により取得した森林等の施業状況の届出を行う必要があります。

- ① 「人工林」又は「天然林改良林」の取得（立木と素地を同時に取得する場合があります。）であって、取得の日から5年以内に皆伐し、皆伐後2年以内に再造林する計画である場合に、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽を実施した場合
- ② 取得した「造林のための土地」において、皆伐及び人工植栽又は天然林改良を実施した場合
- ③ 新たに締結した分取育林契約により取得した立木について、育林を行った場合届出等の結果、林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったときは、認定が取り消されることがあります。認定が取り消された場合は繰上償還の請求を行うこととしております。

借入申込みに必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	森林取得資金貸付適格認定申請書の写し (添付書類を含みません。)	

林業経営育成資金（林地取得）要件チェック表

注

I 貸付適格認定要件（すべての※印の要件を満たすことが必要）		個人	法人等	整備法人
1	申請者が林業経営改善計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者であること。	※	※	※
2	申請者が林業経営に意欲を有し、経営する育林地を適切に施業・管理して林業を営むと認められること。 <input type="checkbox"/> ア 森林法第5条に定める地域森林計画に即したものであり、取得対象林地の全部又は一部が同法第10条の5に定める市町村森林整備計画の対象とする森林であるときは当該市町村森林整備計画にも即したものであること。 <input type="checkbox"/> イ 伐採・造林等の林業生産活動が適正かつ合理的に計画されていること。 <input type="checkbox"/> ウ 労務、賃金面からも事業実行の確保が図られるものであること。	※	※	※
3	取得しようとする森林が、市町村森林整備計画の対象森林のうち次のいずれかの区域に所在すること。 <input type="checkbox"/> 木材等生産機能維持増進森林 <input type="checkbox"/> 水源涵養機能維持増進森林 <input type="checkbox"/> 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	※	※	※
4	取得しようとする「人工林」又は「天然林改良林」が、次のいずれかに該当すること。 <input type="checkbox"/> 取得の日から5年以内に皆伐しない計画であること。 <input type="checkbox"/> 取得の日から5年以内に皆伐する計画の場合は、皆伐後2年以内に再造林する計画であること（立木と素地を同時に取得する場合に限りです。）。	※	※	※
5	取得しようとする「造林のための土地」について、取得の日から5年以内かつ皆伐後2年以内に人工植栽又は天然林改良を行う計画のものであること。	※	※	
6	新たに締結する分収育林契約により取得する立木について、取得の日から2年以内に育林を行う計画のものであること。	※	※	※
7	申請者が60歳以上の場合には、原則として後継者がいること。	※		
8	申請者が当該貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。	※		
9	次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上権の取得 ・ 貸付適格認定申請時点の1か年以上前に予め所有権移転登記が行われた林地の取得費用とする場合 ・ 近く森林以外に転用が見込まれる林地の取得 ・ 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人の組合員、持分会社の社員又は株式会社の株主による当該法人所有林地の取得（森林組合法第9条第2項第7号の森林組合の事業であって、組合員が当該組合から取得する場合を除く。） ・ 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人がその組合員に、持分会社がその社員に又は株式会社がその株主に持分の払戻しを行った林地に係る当該法人の取得 ・ 森林組合における森林の経営以外の事業のための林地の取得 	※	※	※

※「法人等」とは、林業を営む法人、生産森林組合及び森林組合をいう。「整備法人」とは、森林整備法人をいう。

II 特認		個人	法人等	整備法人
1 貸付限度に係る特例				
①	<input type="checkbox"/> 林業経営改善計画に基づいて行う森林取得の場合 【貸付限度額】 融資率 80%又は次に掲げる額のいずれか低い額 ・個人 7,000 万円 ・林業を営む法人, 生産森林組合, 森林組合及び森林整備法人 10 億円	※	※	※
②	<input type="checkbox"/> 災害等防止措置命令の対象森林（主伐の実施を除きます。）又は要整備森林を取得する場合 【貸付限度額】 融資率 100%又は次に掲げる額のいずれか低い額 ・個人 1,200 万円<7,000 万円> ・林業を営む法人, 生産森林組合, 森林組合及び森林整備法人 2 億 5,000 万円<10 億円>	※	※	※
2 償還期限・据置期間に係る特認				
<input type="checkbox"/> 次のアからウの要件をすべて満たす場合 【償還期限（据置期間）】 35 年以内（うち 25 年以内）				
ア	林業経営改善計画に基づく森林の取得であること。	※	※	※
イ	林業上の利用の増進を図る必要がある以下の森林の取得であること。 ・災害等防止措置命令の対象森林（主伐の実施を除く）、要整備森林、その他地域における標準的施業体系からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林 ・上記森林と既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林（ただし、上記要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限り。）	※	※	※
ウ	地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体のものとして施業を効率的に行うことが可能である森林の取得であること。（具体的には、林業経営改善計画の認定者が所有している森林と隣接する森林、同認定者が所有している森林と同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であって同認定者が所有する森林と一体的な施業を行うことが可能と認められる森林の取得）	※	※	※

①ーイ 森林取得（分収林取得）

1 資金の
使い途

分収造（育）林契約の変更又は解除による契約相手方の持分の取得

2 借入者の
資格

- (1) 林業経営改善計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者で、かつ、森林取得資金融通取扱要綱に基づく貸付適格の認定を受けた者
- (2) 森林組合（(1)に該当する者を除きます。）、森林組合連合会及び農業協同組合（いずれも(1)に該当する林業を営む個人，林業を営む法人（中小企業等協同組合，農事組合法人，株式会社及び持分会社に限ります。）又は生産森林組合に転貸する場合に限ります。）

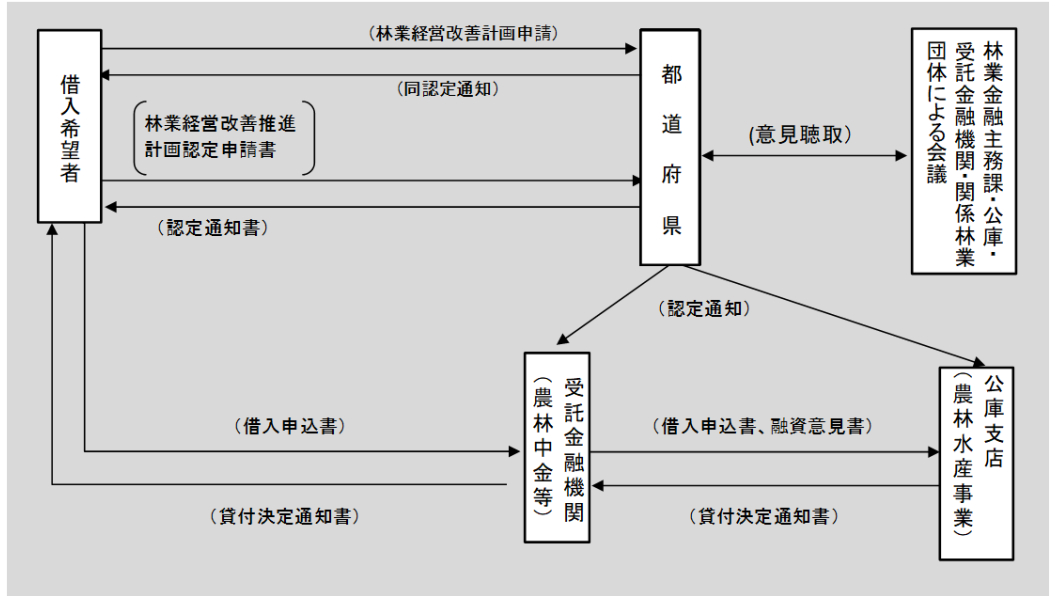
3 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額
林業経営 改善計画 に基づい て行う分 収林の取 得の場合	35年以内 (注1)	25年以内	借入者の負担する額の80%（特認100%（注2））に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 個人 7,000万円 (2) 林業を営む法人，生産森林組合，森林組合及び森林整備法人 10億円
その他の 場合	25年以内	25年以内	借入者の負担する額の80%（特認100%（注2））に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 個人 1,200万円 (2) 林業を営む法人，生産森林組合，森林組合及び森林整備法人 2億5,000万円

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

- (注) 1 要件チェック表のⅡの2のアからウの要件をすべて満たす場合に適用されます。
2 要件チェック表のⅡの1の②に該当する場合に適用されます。

4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



5 留意事項

要件チェック表の I の 9 のいずれかに該当する場合は貸付けの対象になりません。

借入申込みに必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	森林取得資金貸付適格認定申請書の写し (添付書類を含みます。)	

③ 生産方式合理化

- 1 資金の
使い途
- 林業経営改善計画に基づいて行う生産方式の合理化に必要な次の資金
- (1) 林業機械リース料一括前払い費用
林業機械はハーベスタ、フェラーバンチャー、スキッダ、フォワーダ、プロセッサ、タワー付き集材機等の高性能林業機械に限ります。
- (2) 研修費用
導入した林業機械等の操作技術研修、経営者の林業経営に関する研修、先進地視察研修等が対象になります。
- (3) 経営コンサルタント費用
経営コンサルタント、中小企業診断士への報酬等が対象になります

- 2 借入者の
資格
- 林業経営改善計画の認定を受けた者

- 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年以内	2年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

- 借入申込みに
必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	C 1 - 5

5 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 資金の目的 | 本資金は、素材生産施設、造林施設、林産物処理加工施設、森林レクリエーション施設等を林業者が設置する場合に利用できる資金です。 |
| 2 | 資金の
使い途 | <p>次の施設の造成・取得・改良又は復旧</p> <p>① 素材、樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設</p> <p>② 造林に必要な機械その他の施設</p> <p>③ 林産物の処理加工（用語8）、流通又は販売に必要な機械その他の施設（注1）</p> <p>④ 森林レクリエーション施設（80 ページ参照、管理休養施設（森林保護施設、野鳥保護施設、休養施設、水飲場、便所、管理棟等）及び風致施業（花木植栽、森林植物園等）を含みます。）</p> <p>⑤ 林業生産環境施設（83 ページ参照、注2）</p> <p>⑥ 複合経営施設（注3）</p> <p>（注）1 林産物の流通又は販売に必要な機械その他の施設は、木材集出荷貯蔵施設、特用林産物集出荷貯蔵施設、林産物加工品等展示販売施設並びに環境緑化木及び樹苗の集出荷貯蔵施設に限ります。</p> <p>2 林業生産環境施設は、①林業構造改善事業促進対策実施要領、第2次林業構造改善事業促進対策要綱、入会林野等高度利用促進対策実施要綱、林業地域総合整備事業実施要綱、森林居住環境整備事業実施要綱、里山エリア再生交付金実施要綱、新林業構造改善事業促進対策要綱、林産集落振興対策事業実施要綱、林業山村活性化林業構造改善事業促進対策要綱、特用林産産地化形成総合対策事業実施要領、林業集落定住基盤整備事業実施要領、経営基盤強化林業構造改善事業促進対策要綱、特用林産振興総合対策事業実施要領、林業地域総合整備事業実施要領、フォレスト・コミュニティ総合整備事業実施要領、里山エリア再生交付金実施要領、林業生産流通総合対策事業実施要領（地域林業経営確立林業構造改善事業、経営基盤強化林業構造改善事業、林業山村活性化林業構造改善事業、林業経営構造対策事業、木材産業構造改革事業又はしいたけ生産体制整備緊急対策事業及び特用林産産地整備事業に限ります。）、強い林業・木材産業づくり交付金実施要綱（林業構造確立施設の整備、特用林産の振興施設整備又は木材産業構造改革整備に係る事業に限ります。）、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（林業構造確立施設の整備、特用林産の振興施設整備又は木材産業構造改革整備に係る事業に限ります。）、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（高性能林業機械等の整備（林業の持続的かつ健全な発展を目的とするものに限ります。）、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係る事業に限ります。）、林業成長産業化総合対策実施要綱（別記1の別表1に定める高性能林業機械等の整備、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係る事業に限ります。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（別表2に定める高性能林業機械等の整備、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係る事業に限ります。）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（別表2の要件類別24及び25に係る事業に限ります。）に基づく事業、農山漁村振興交付金実施要項（別紙6の別表2の要件類別6の1の(2)及び(3)に係る事業に限ります。）、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（別表3の要件類別1の第2の1の(2)及び要件類別2の第2の1の(2)に係る事業に限ります。）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（別記3の別表3の要件類別1の第2の1の(2)及び要件類別2の第2の1の(2)に係る事業に限ります。）に基づく事業、②農村地域定住促進対策事業、③新農村地域定住促進対策事業、④山村振興等農林漁業特別対策事業、⑤新山村振興等農林漁業特別対策事業を実施した又は実施している地区を有する市</p> |

町村の区域において設置する場合に限ります。

3 複合経営施設とは、林業経営改善のためにする特用林産物の生産若しくは林産物の処理加工、流通若しくは販売に必要な機械その他の施設又は森林レクリエーション施設（山村体験交流滞在施設を除きます。）をいいます。なお、復旧事業については貸付けの対象になりません。

3 借入者の 資格

林業を営む者。ただし、林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設にあつては、林産物処理加工若しくは林産物流通販売を行う林業主業者又は次のいずれかに該当する林業を営む者に限ります。

- (1) 自己所有森林（森林法第2条第2項に規定する森林所有者（注2）が所有する森林をいいます。）が所在する森林団地（天然地形で区分される小流域の区域内におけるおおむね20ha以上の森林をいいます。）から生産される林産物（主産物に限ります。）を主たる原料とする林産物処理加工事業又は林産物流通販売事業を行う者
- (2) 自らが生産する特用林産物（共同事業により生産されたものを含みます。）を主たる原料とする特用林産物処理加工事業又は特用林産物流通販売事業を行う者
- (3) 「山村地域」（山村振興法第2条に規定する「山村」、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する「過疎地域」等林業振興対策の対象となる地域をいいます。）において、山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として林産物処理加工事業又は林産物流通販売事業を行う者

(注) 1 ここでいう「林業」とは、育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業のことです。

2 森林法第2条第2項に規定する「森林所有者」とは、何らかの権原に基づき林地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者のことです。

また、複合経営施設にあつては、次の全ての要件に該当する者に限ります。

(1) 個人

- ア 林業経営育成資金（森林取得・林地取得）要件チェック表のⅠの3に掲げるいずれかの地域において現に林業を営んでいること。
- イ その経営する育林地（その世帯員の経営する育林地を含みます。）の面積が5ha以上で、かつ、300haを超えないものであること。
- ウ 借入申込者の総所得又は総就業日数のうち農林水産業に係るものが過半を占めているか又は本事業実施後に占めることとなること。
- エ 借入申込者が高齢（60歳以上）の場合には、原則として後継者（この者は連帯債務者）がいること。
- オ 育林期間中における林業経営の改善のために必要と認められるものであること。

(2) 農地所有適格法人

- ア 個人のアと同じ。
- イ その経営する育林地の面積が5ha以上で、かつ、80haに当該法人の構成員の属する世帯数を乗じて得た面積以下であること。

(3) 法人（農事組合法人、株式会社及び持分会社に限り、上記(2)に該当する法人を

除きます。)

ア 個人のアと同じ。

イ その経営する育林地の面積が5ha以上で、かつ、300haを超えないものであること。

ウ その者の総売上高のうち農林水産業に係るものが過半を占めること。

(4) 生産森林組合

ア 個人のアと同じ。

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間
15年以内	3年以内

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

区 分	貸付限度額 (次のいずれか低い額)		
	融資額	融資率	
補 助 事 業	限度額なし	借入者の負担する額の80%に相当する額	
① 21 世 紀 (注1)			
② 林 業 経 営 改 善 計 画 (注2)			
③ 特 別 振 興 事 業 (注3)			
非補助事業 (①から③ に係るもの 以外)	素 材 生 産 施 設	5,000万円	
	特 用 林 産 物 の 生 産 施 設	個人	2,000万円
		法人	5,000万円
	林 産 物 処 理 加 工 施 設	3億円	
	林 産 物 流 通 販 売 施 設	1億5,000万円	
	森 林 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 (法人) (注4)	1億円	
そ の 他 施 設	300万円		
複 合 経 営 施 設	個人	1,000万円 (注5)	
	法人	3,000万円 (注5)	
災 害 復 旧	1施設当たり 一般 300万円 (注6) 特認 600万円		
農山漁村経営改善 対策事業 (注7)	個人	1,500万円	
	法人	4,000万円	

- (注) 1 「21世紀」は21世紀型先進林業地総合整備(用語9)に係るものです。
 2 「林業経営改善計画」は、同計画の認定を受けた者が行う事業をいいます。(60ページ参照)
 3 特別振興事業とは、新しい技術又は経営方式を導入するなどの事業で広く林業の発展に寄与すると認められる事業をいいます。
 4 山村体験交流滞在施設の融資額は、「その他施設」の融資額が適用されます。
 5 林業経営育成資金の育林に係るものと通算し、さらに林地取得及び分取林取得に係るものと通算した合計額は個人1,200万円、法人2億5,000万円を限度とします。ただし、林業経営改善計画の特例による林地取得又は分取林取得の場合は、通算した合計額は個人7,000万円、法人10億円を限度とします。
 6 特認とは、災害復旧に要する費用、資金の調達状況等から融資金額限度を引き上げな

れば当該災害復旧事業の実施が困難と認められる場合をいいます。

7 北海道知事の認定を受けた「農山漁村経営改善計画」に基づいた事業をいいます。

借入申込みに
必要な書類

ア	借入申込書	C 1 又は C 1 - 1
イ	災害証明書（災害復旧の場合に提出してください。）	
ウ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

木材の加工・流通施設の

資金の種類		利用可能な方	返済期間
農林漁業施設資金	共同利用施設資金	森組，森連，農協，農協連，中企組合等	20年以内（3年以内）
	主務大臣指定施設資金	林業を併せ営む個人・会社	15年以内（3年以内）
林業構造改善事業推進資金		<ul style="list-style-type: none"> ○林業を併せ営む個人・会社 ○森組，森連，中企組合，林業者の組織する法人・団体等 ○ただし，非補助の場合は森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けられるものとして都道府県から公表された者に限ります。 	20年以内（3年以内）
振興山村・過疎地域経営改善資金		<ul style="list-style-type: none"> ○林業を併せ営む個人・会社 ○森組，森連，農林漁業者の組織する法人・団体等 	25年以内（8年以内）
新規用途事業等資金		スギ，ヒノキ，マツの間伐材を原材料とする加工製造業者	15年以内（3年以内）
中山間地域活性化資金		<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域で生産された木材を原材料とする加工製造業者 ○中山間地域で生産された木材又は加工品の流通業者 	15年以内（3年以内）

※ 最新の貸付利率は，公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

- (注) 1 融資の対象となるのは，加工・流通に必要な施設（建物，車両等の設備全般）の造成・取得・改良です。
- 2 利用可能な方の「林業を併せ営む」の「林業」は，育林業，素材生産業，薪炭生産事業，樹苗養成事業，特用林産物生産事業に限ります。

整備に利用できる資金の概要

貸付限度額	主要な要件・留意事項
負担額の 80%	○中企組合は、組合員の 50%以上が林業を営む者であり、組合員の生産する林産物を流通・加工する者に限ります。
○補助：負担額の 80% ○非補助 ・一般：負担額の 80%又は [加工施設 3 億円, 流通施設 1 億 5,000 万円]のいずれか低い額 ・21 世紀・林業経営改善計画：負担額の 80%	○次のいずれかを満たす個人・会社に限ります。 ① 林業主業者 ② 自己所有森林を含む森林団地からの林産物を主原料として事業を行う者 ③ 山村・過疎地域等において林業振興対策の一環として事業を行う者
○補助：負担額の 80% ○非補助：負担額の 80%又は [加工施設 3 億円, 流通施設 1 億 5,000 万円]のいずれか低い額	○林野庁長官等の承認を受けた林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第 2 の 2 の「事業計画」等に基づく事業に限ります。中企組合は、組合員の 50%以上が林業を営む者であり、非補助の場合は組合員の生産する林産物を主に流通・加工するものに限ります。
○補助：負担額の 80% ○非補助：負担額の 80%又は [個人 2,600 万円, 法人・団体 5,200 万円 (特認あり)]のいずれか低い額	○知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」等に基づく事業に限ります。 ○法人限度額の特認 ① 補助事業関連 1 億円 ② 雇用創出効果 3 名以上 3 億円 ③ 雇用創出効果 5 名以上 5 億円
負担額の 80%	○新規の用途の採用・新品種の採用により消費が拡大するとして、農林水産省担当局長の認定を受けた事業に限ります。 ○特許権の取得、試験研究費の支出等も融資の対象となります。
負担額の 80%	○中山間地域の林業の振興に資するものである必要があり、次の点が必要となっています。 ① 中山間地域の生産者等との安定的取引契約等を締結していること。 ② 新商品の開発、新技術の導入、展示場の設置、事業の共同化等により、これらの林産物取扱量が 5 年間で 20%以上増加すること。 ○特許権の取得、試験研究費の支出等も融資の対象となります。

3 貸付の限度額の「補助」とは国の補助金等が支出されて行われる事業を、「21 世紀」とは流域木材産業整備強化資金制度による事業を、「林業経営改善計画」とは、林業経営改善計画の認定を受けた者が行う事業を、「負担額」とは事業費から国の補助金等を差し引いた額をいいます。

4 返済期間の（ ）は、返済期間の内数としての据置期間を表します。

森林レクリエーション施設

資金の種類		利用可能な方	貸付対象事業	留意事項
農林漁業施設資金	共同利用施設資金	森組, 森連, 農協, 農協連等		—
	主務大臣指定施設資金	林業を併せ営む 個人・会社		林家民宿も対象となります。
林業構造改善事業推進資金		林業を併せ営む 個人・会社 森組, 森連, 中企組合, 林業者の組織する法人団体等 ただし, 非補助の場合は, 森林経営管理法に基づき経営管理実施権を受けられるものとして都道府県から公表された者に限ります。	森林レクリエーション施設 (付帯施設を含む) の造成, 取得, 改良 森林レクリエーション施設 (例) 林間キャンプ場 林間オートキャンプ場 林間フィールドアスレチック 林間スキー場 鳥獣観察施設 森林植物園 森林浴遊歩道など 付帯施設 (例)	林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第2の2の承認を受けた「事業計画」等に基づく事業に限ります。 林家民宿も対象となります。
振興山村・過疎地域経営改善資金		林業を併せ営む 個人・会社 森組, 森連, 農林漁業者の組織する法人・団体等	駐車場 更衣室 あずまや, ベンチ等休憩施設 水飲場 便所 管理棟・花木植栽等の風致施設など	知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」等に基づく事業に限ります。
中山間地域活性化資金 (保健機能施設)		中山間地域において農地森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供する施設を設置する者		地域の農林漁業振興に資するか否か, 知事の意見を聞くこととなっています。 森林資源活用温泉保養施設も対象となります。

※ 最新の貸付利率は, 公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 1 利用可能な方の「林業を併せ営む」の「林業」は, 育林業, 素材生産事業, 薪炭生産業, 樹苗養成事業, 特用林産物生産事業に限ります。また, 中企組合(中小企業等協同組合)は, 組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限ります。

関係に利用できる資金の概要

貸付限度額	返済期間
負担額の 80%	20 年以内（3 年以内）
補助（林業経営改善計画）：負担額の 80% 非補助（一般）：負担額の 80%又は（法人 1 億円，個人 300 万円）のいずれか低い額 非補助（林家民宿）：負担額の 80%又は 300 万円のいずれか低い額	15 年以内（3 年以内）
補助：負担額の 80% 非補助（一般）：負担額の 80%又は 1 億円のいずれか低い額 非補助（林家民宿）：負担額の 80%又は（個人 1,300 万円，法人 2,600 万円）のいずれか低い額	20 年以内（3 年以内）
補助：負担額の 80% 非補助（一般）：負担額の 80%又は（個人 1,300 万円，法人 5,200 万円（下記特認あり）のいずれか低い額） 非補助（法人特認）：①補助事業関連 1 億円 ②雇用創出効果 3 名以上 3 億円 ③雇用創出効果 5 名以上 5 億円	25 年以内（8 年以内）
負担額の 80%	15 年以内（3 年以内）

- 2 貸付限度額の「補助」とは、国の補助金等が支出されて行われる事業を、「負担額」とは事業費から国の補助金等を差し引いた額を、「林業経営改善計画」とは林業経営改善計画の認定を受けた者が行う事業をいいます。
- 3 返済期間の（ ）は、返済期間の内数としての据置期間を表します。

